

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称	マンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可	
根拠条例・規則等名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	
条 項	第134条第1項	
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・審査基準は、法第121条の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	45日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
備 考		